

# 防衛省職員（非常勤隊員）募集案内

陸上自衛隊九州補給処

陸上自衛隊九州補給処では、防衛省職員（非常勤隊員）を次のとおり募集しております。

## 1 採用予定期間

令和8年9月1日から令和9年3月31日まで

## 2 採用区分及び採用人員等

採用区分	採用人員	勤務場所（所在地）	職務内容
非常勤隊員	2名	陸上自衛隊九州補給処 （佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野7-1）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 営門出入者、出入車両等の監視</li> <li>・ 外柵のモニター監視</li> <li>・ 営門出入者の身分証明書等の点検及び確認</li> <li>・ 面会者、工事業者等の受付の補佐</li> </ul>

## 3 応募資格

次のいずれかに該当する者は、応募することはできません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 自衛隊法第38条第1項の規定により防衛省職員となることができない者
  - 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とする者以外）

## 4 必要な技能・経験等

立姿による入出門監視業務（1回あたりの監視業務は1時間程度であり、1日につき複数回業務に従事）に支障なく従事できる者

## 5 試験種目、試験日及び試験場所

- (1) 試験種目：口述試験
  - (2) 試験日：令和8年7月27日（月）～7月29日（水）のいずれか指定する日
  - (3) 試験場所：陸上自衛隊九州補給処（佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野7-1）
- ※ 細部は、選考採用試験通知書によりお知らせします。

## 6 応募要領等

### (1) 提出書類等

- ア 非常勤隊員応募票 1部（必要事項を自筆で記入し、写真（申込前6箇月以内撮影、脱帽、上半身、正面向きのもので、縦4cm、横3cm程度、本人と確認できるもの。）を貼ったもの。）
- イ 最終学歴校の卒業証書の写しまたは修業証明書 1部
- ウ 宛先明記の返信用封筒（長形3号） 1部 ※切手の貼付は不要

### (2) 受付期間

- 令和8年4月17日（金）～令和8年6月30日（火）
- ア 郵送による場合は、必ず配達記録又は簡易書留の取扱いをする郵便物とし、令和8年6月30日必着
- イ 持参による場合は、午前9時から午後5時（土曜日、日曜日、祝日を除く。）の間で受け付けます。
- ウ 応募者多数の場合は、繰り上げて締め切ることがあります。

### (3) 提出（問い合わせ）先

〒842-0032 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野7-1  
陸上自衛隊九州補給処 総務部 人事課 非常勤隊員採用担当（電話0952-52-2161 内線2234）

- ※ 非常勤隊員応募票は、上記に所定の用紙があります。また、目達原駐屯地ホームページにも掲載しておりますので、ダウンロード後、両面印刷してご使用ください。郵便により請求される場合は、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号）を同封し、朱書きで「非常勤隊員応募票請求」と記載して下さい。

## 7 合格発表

令和8年8月中旬以降、書面にて受験者全員に通知します。(電話による問い合わせには応じられません。)

## 8 身分・給与等

## (1) 身分

陸上自衛隊に勤務する非常勤隊員

## (2) 給与

日給 10,100円

## (3) 諸手当

期末・勤勉手当(12月)、通勤手当、夜間勤務手当(2200~0500勤務)等があります。

## (4) 被服

制服等の貸与があります。

## 9 勤務時間等

## (1) 全般

午前勤務(1名)午後勤務(1名)で勤務時間は1日7時間45分までを超えず、かつ、1週間38時間45分を超えない範囲となります。

## (2) 勤務時間

午前勤務は0600~1445、午後勤務は1415~2300の交代勤務(内1時間休憩)、週5日間勤務を基準とし、原則として土曜日、日曜日及び祝日は休みとなります。

## 10 その他

(1) 採用後の人事管理については、防衛省の方針によります。

(2) 健康保険、厚生年金、雇用保険、公務災害は対象となります。

(3) 提出された書類等は、一切返却いたしません。

(4) 採用後、隊員として法令の定めに従うことを要求されます。

## ア 品位を保つ義務

隊員は、常に品位を重んじ、いやしくも隊員としての信用を傷つけ、又は自衛隊の威信を損する様な行為をしてはならない。

## イ 秘密を守る義務

(ア) 隊員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を離れた後も、同様とする。

(イ) 隊員が法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合には防衛大臣の許可を受けなければならない。

## ウ 政治的行為の制限

(ア) 隊員は政党または政令で定める政治目的のために、寄付金その他の利益を求め、もしくは受領し、または何らかの方法をもってするを問わず、これらの行為に関与し、あるいは選挙権の行使を除くほか、政令で定める政治的行為をしてはならない。

(イ) 隊員は、公選による公職の候補者となることができない。

(ウ) 隊員は、政党その他の政治的団体の役員、政治的顧問その他それらと同様な役割を持つ構成員となることができない。

(5) 不明な点については、上記担当までお問い合わせください。

(6) 受験のための旅費・宿泊費等は支給されません。